

17久保第29517号

平成18年 3月10日

小郡三井医師会会長 殿



久留米保健福祉環境事務所長
(障害者福祉第一係)



平成18年度身体障害者（児）巡回相談の協力依頼について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、身体障害者福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成18年度も、身体障害者（児）の社会的自立を支援するため、身体障害者福祉法第11条の規定に基づき、下記のとおり巡回相談の実施を予定しております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、巡回相談会場における医学的判定に係る聴覚障害等の担当医師（耳鼻咽喉科医師）について、ご推薦いただきますようお願いいたします。

なお、ご推薦いただいた先生には、当所から改めて依頼に伺う予定です。

記

- | | | |
|----------|---|-----------------------------|
| 1、日 | 時 | 平成18年6月23日（金）午後1時～午後3時 |
| 2、巡回相談会場 | | 大刀洗町中央公民館
三井郡大刀洗町大字富多819 |

平成18年度福岡県身体障害者（児）巡回相談実施要領

1 目的

県内に居住する身体障害者（児）に対し、巡回して更生相談に応じるとともに、補装具給付の医学的判定等を行い、もってその福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施機関

福岡県障害者更生相談所（以下「更生相談所」という）、市福祉事務所（政令指定都市を除く）及び町村とする。

3 関係機関

保健福祉部障害者福祉課、国保・援護課、県保健福祉環境事務所その他の機関とする。

4 対象者

原則として、県内（政令指定都市を除く）に居住する身体障害者（児）、戦傷病者及び身体障害者手帳の交付を受けようとする者（視覚障害者及び内部障害者を除く）とする。

5 相談内容

(1) 補装具交付の要否判定、処方及び適合判定。ただし、両耳の補聴器、電動車いすについては、相談のみとし、判定は行わない。また、座位保持装置については事前の予約をお願いする。

(2) 身体障害者手帳交付に関すること。ただし、巡回相談会場の設備、時間等の制約により、会場では診断書の作成ができない場合があるので、できるだけ地域の指定医師を利用するよう指導すること。

(3) その他

6 実施方法

日程は別途定める。

7 実施機関・関係機関への協力依頼

業務分担は次のとおりとする。

	打合せ及び依頼先
障害者福祉課	保健福祉部国保援護課・県医師会
更生相談所	身体障害者団体・補装具業者・その他の関係機関
県保健福祉環境事務所 市福祉事務所	地域の医師会・身体障害者団体・身体障害者相談員

8 判定医師等への協力依頼

(1) 業務分担は次のとおりとする。

	打合せ及び依頼先
更生相談所	肢体不自由の担当医師（整形外科医師・リハビリテーション科医師）（各会場1名）・聴力検査士（各会場2名）
県保健福祉環境事務所 市福祉事務所	聴覚障害等の担当医師（耳鼻咽喉科医師） （各会場医師1名・看護師1名）

(2) 判定医師等への協力依頼文書は、更生相談所で準備する。なお、依頼する際、巡回相談当日、印鑑を持参するよう併せて依頼すること。

9 会場の準備

会場の確保及び設営については、市町村が行う。

10 相談実施時間

巡回相談の実施時間は、原則として午前10時から午後3時までとする。ただし、受付時間は、午前9時30分から午後2時30分までとする。（変更の場合あり）

11 相談担当者

(1) 整形外科医師又はリハビリテーション科医師及び耳鼻咽喉科医師

(2) 聴力検査士

(3) 前記2及び3に掲げる機関の職員

12 予備検査

耳鼻咽喉科については、原則として午前中に予備検査を行い、医師の診察は、午後から行う。

13 身体障害者等への周知

市町村は、巡回相談の実施について、広報等により身体障害者及びその関係者に周知徹底を図るものとする。特に、平成9年度から、眼科検診が行われていないので、その旨十分に周知するものとする。

なお、補装具の再交付又は修理を希望する者に対し、前回交付を受けた補装具を巡回相談会場に持参するよう、併せて広報等で周知させておくものとする。

14 補装具の交付・修理決定者（児）名簿及び身体障害者（児）巡回相談票（写）の提出

市町村は、巡回相談において交付・修理が決定した補装具のうち、義肢・装具について、補装具の交付・修理決定者（児）名簿（様式1）を作成し、身体障害者（児）巡回相談票の写しとあわせて、第1回の適合判定の10日前までに更生相談所に提出するものとする。

なお、戦傷病者についての、名簿（様式1）は国保・援護課が提出するものとする。更生相談所は、この名簿に基づき適合判定を実施する。

15 結果報告

単独実施の市および合同実施の場合の当番市町村は、各会場ごとの巡回相談結果をとりまとめ、巡回相談集計表〔様式2、市町村別の集計表（戦傷病者数を除く）を添付〕を、更生相談所に報告するものとする。